令和６年度第１回上越市環境政策審議会
次第

日時：令和６年７月29日（月）
午後２時00分～午後３時00分
場所：上越市市民プラザ　第３会議室

１　開　会

２　挨　拶

３　議　事
⑴上越市一般廃棄物処理基本計画（ごみ・生活排水・災害廃棄物・食品ロス）の策定について…資料１

４　閉　会

上生環第 13833 号
令和 6 年 7 月 29 日

上越市環境政策審議会
会長　山縣　耕太郎　様

上越市長　中　川　幹　太
（環境部生活環境課）

一般廃棄物処理基本計画（ごみ・生活排水・災害廃棄物・食品ロス）の策定について（諮問）

上越市環境政策審議会条例（平成 27 年 3 月 27 日条例第 3 号）第 2 条第 3 号の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

諮問
「一般廃棄物処理基本計画（ごみ・生活排水・災害廃棄物・食品ロス）の策定について、貴審議会の意見を求めます。」

（諮問理由）
一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定により、策定が義務付けられているものであり、現行の計画期間が令和 6 年度末までであることから、令和 7 年度から令和 16 年度までの新たな計画を策定するため、意見を求めるものであります。

一般廃棄物処理基本計画（ごみ・生活排水・災害廃棄物・食品ロス）の策定について

上越市 JOETSU CITY

資料１

１　一般廃棄物処理基本計画について

⑴廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により、策定が義務付けられている。

⑵現行計画期間　平成27年度～令和6年度（10年間）

⑶改定計画期間　令和7年度～令和16年度（10年間）

※計画期間のイメージ

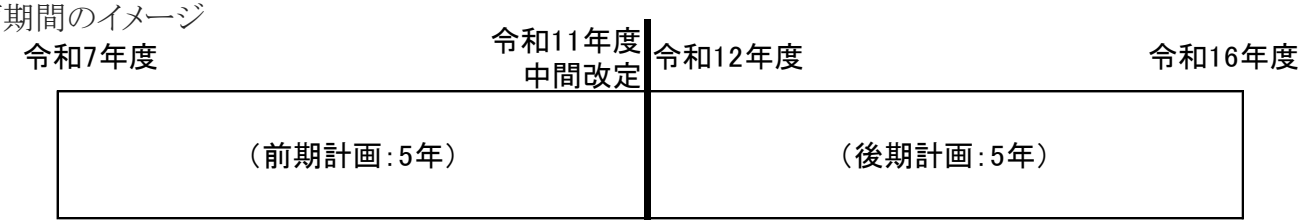

２　更新内容について

⑴**国、県及び当市における総合計画等との整合性の確保**

主体	名称	策定（予定）時期	目標年度
国	第五次循環型社会形成推進基本計画	令和6年度（予定）	令和12年度
県	第3次新潟県資源循環型社会推進計画	令和3年度	令和7年度
県	新潟県食品ロス削減推進計画	令和3年度	令和12年度
市	第7次総合計画	令和5年度	令和12年度
市	第4次上越市環境基本計画（第2次地球温暖化対策実行計画）	令和5年度	令和12年度

⑵**食品ロス削減推進計画を新規追加**

（ア）　食品ロス削減に関する基本理念や、消費者・事業者・関係団体等に求められる役割と行動、市の施策の方向性等について定めるもの。

（イ）「上越市第4次環境基本計画」に定めた基本方針の一つ「持続可能な循環型社会の形成」を具現化する計画として策定するもの。

（ウ）食品ロス削減推進法第13 条の規定に基づき、市町村が県の基本方針を踏まえて策定する市町村食品ロス削減推進計画として位置付ける。

一般廃棄物処理基本計画（ごみ・生活排水・災害廃棄物・食品ロス）の策定について

上越市 JOETSU CITY

⑶ 構成

現行

第1部　計画概要
- 第1章　計画の策定について
- 第2章　上越市の状況

第2部　ごみ処理基本計画
- 第1章　現状と課題
- 第2章　ごみ処理基本計画の基本方針と目標
- 第3章　ごみ処理基本計画の取組施策
- 第4章　その他

第3部　生活排水処理基本計画
- 第1章　生活排水処理状況の把握
- 第2章　生活排水処理基本計画
- 第3章　生活排水処理基本計画の取組施策

第4部　災害廃棄物処理計画
- 第1章　計画策定について
- 第2章　災害廃棄物処理の基本方針
- 第3章　災害廃棄物処理に係る基礎的事項
- 第4章　災害廃棄物処理体制の整備（予防対策）
- 第5章　災害応急対策
- 第6章　災害廃棄物処理実行計画

改定後（案）

第1部　計画概要
- 第1章　計画の策定について
- 第2章　上越市の状況

第2部　ごみ処理基本計画
- 第1章　現状と課題
- 第2章　ごみ処理基本計画の基本方針と目標
- 第3章　ごみ処理基本計画の取組施策
- 第4章　その他

第3部　食品ロス削減推進計画（新規）
- 第1章　食品ロスとは
- 第2章　各主体に求められる役割と行動
- 第3章　施策の展開
- 第4章　食品ロスの削減目標等
- 第5章　計画の推進体制及び進行管理

第4部　生活排水処理基本計画
- 第1章　生活排水処理状況の把握
- 第2章　生活排水処理基本計画
- 第3章　生活排水処理基本計画の取組施策

第5部　災害廃棄物処理計画
- 第1章　計画策定について
- 第2章　災害廃棄物処理の基本方針
- 第3章　災害廃棄物処理に係る基礎的事項
- 第4章　災害廃棄物処理体制の整備（予防対策）
- 第5章　災害応急対策
- 第6章　災害廃棄物処理実行計画

・「上越市第4次環境基本計画」に定めた基本方針の一つ「持続可能な循環型社会の形成」を具現化する計画として策定するもの。
・食品ロス削減推進法第13 条の規定に基づき、市町村が県の基本方針を踏まえて策定する市町村食品ロス削減推進計画として位置付ける。

3 現計画の概要及び食品ロス削減推進計画

(1) ごみ処理基本計画

① 達成状況

	平成25年度（基準年度）	令和5年度（実績）	令和6年度（数値目標）	達成見込
ごみ総排出量(t) 10%削減	69,975	61,018	57,686	×
1人1日あたり排出量(g/人日)	949	912	865	×
家庭系ごみ資源化率(%)	48.1	38.6	50.0以上	×
最終処分量(t) 70%以上削減	10,378	4,515	2,778	×
新規最終処分場を整備する	未整備	新潟県及び公益財団法人新潟県環境保全事業団が行う整備予定地の周辺住民に対する説明等の取組に支援、協力	新潟県及び公益財団法人新潟県環境保全事業団が行う整備予定地の周辺住民に対する説明等の取組に支援、協力	―

② 現状と課題

ア 家庭ごみ（生活系ごみ）の減量化と再資源化

- 燃やせるごみの量はコロナ禍前と比較すると依然として多い状況で推移しているが、現在は緩やかに減少傾向にはある。
- 資源物（生ごみ含む）や燃やせないごみのうち資源化処理している量が減少し、リサイクル率が減となっている。
- 分別誤りによる資源物が、燃やせるごみとして排出されている。
- 適切な分別を呼びかけ、リサイクル率の向上に努めている。
- 環境省調査によると、家庭ごみのうち約3割(※)が食品ロスとなっており、さらなる削減に取り組む必要がある。
- 引き続き、適正なごみの分別や3R（リデュース、リユース、リサイクル）を呼び掛けていく必要がある。

イ　不法投棄

・AIを活用した不法投棄物の検出など先進的な手法が開発・導入されつつあるが、根底には不法投棄をしない環境づくりが必要である。

ウ　事業系ごみ

・市クリーンセンターで焼却処理される事業系一般廃棄物の排出量が減少している。
・事業所のコスト削減やデジタル化、ペーパーレス化推進の影響と推察される。
・事業者自身が適正処理をする義務があるため、適切な情報提供と意識啓発を続ける。

エ　収集運搬

・ごみ集積所や資源物常時回収ステーションで不適正な排出が見られるため、分別の徹底と適正利用の呼びかけが必要。
・人口減少、高齢化、住宅団地の造成、集合住宅の建設などの社会変化を考慮した収集体制の検討が必要。
・福祉部門や関係団体と連携し、高齢世帯等に対するごみの分別及び搬出支援を進める必要がある。

オ　中間処理

・ごみ集積所や資源物常時回収ステーションで不適正な排出が見られるため、分別の徹底と適正利用の呼びかけが必要。
・人口減少、高齢化、住宅団地の造成、集合住宅の建設などの社会変化を考慮した収集体制の検討が必要。
・福祉部門や関係団体と連携し、高齢世帯等に対するごみの分別及び搬出支援を進める必要がある。

カ　最終処分

・本市では一般廃棄物から生じる焼却灰をセメントなどにリサイクル、または市外・県外の最終処分場で適正に処理している。
・市内の経済活動を支え、災害対応を強化するために、新潟県及び公益財団法人新潟県環境保全事業団が整備を推進する産業廃棄物最終処分場（県内の産業廃棄物、上越市などの一般廃棄物、県内市町村の災害廃棄物を処理対象とする）の整備に協力し、その実現を目指す

③ 次期計画期間の基本方針・取組施策（案）

ア ごみ発生・排出削減の実践

（ア） 日常生活での実践
（イ） 食品ロス削減の推進
（ウ） 家庭ごみ処理有料化の継続
（エ） 事業系ごみへの対応
（オ） 不用品回収業者の実態調査と指導の継続
（カ） 普及啓発活動の継続

イ 資源化の推進

（ア） 資源物の分別徹底
（イ） 資源物拠点収集の活用とPR
（ウ） 資源化の推進
（エ） バイオマスの利活用
（オ） 焼却残渣の再資源化

ウ 効率的なごみ処理システムの整備推進

（ア） 町内会が行うごみ集積施設の設置、修繕等に対する支援
（イ） 効率的な収集体制の整備
（ウ） 資源ごみ等貯留施設の適正な維持管理
（エ） 高齢者等に対するごみの分別及び搬出支援
（オ） 適正な処理ルートの確保
（カ） 焼却施設の適正な維持管理
（キ） 環境美化の促進や不法投棄防止について町内会や関係機関など各種団体と連携した活動の展開

⑵食品ロス削減推進計画

① 策定の趣旨

・食品ロスの削減は、SDGs（持続可能な開発目標）に盛り込まれた国際的な課題であるだけでなく、家計の節約や事業者の製造・販売・流通コストの削減、当市の廃棄物処理経費の削減にもつながる身近な問題となっている。

・こうした状況を踏まえ、食品ロス削減に関する基本理念や、消費者・事業者・関係団体等に求められる役割と行動、当市の施策の方向性等について明らかにした本計画を定めるものである。

② 計画の位置付け

・本計画は、令和元年5月制定された「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）第13条第1項の規定に基づき、市町村が国の基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画※を踏まえ策定する市町村食品ロス削減推進計画として位置付ける。

※新潟県食品ロス削減推進計画（令和4年3月策定）

③ 計画期間、数値目標について

ア 計画期間

一般廃棄物処理基本計画の計画期間に合わせ、令和7年度から令和16年度までの10年間とする。

イ 数値目標

SDGsや国の基本方針等における食品ロスの削減目標等を踏まえ、数値目標を設定する。

［目標①］ 問題を認知して複数の取組を実践する市民の割合

（考え方）

国においては、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80％とすることを目標に掲げている。一方、当市では既に約9割※の市民が問題を認知して取組を実践していることから、更に問題を認知して実践する人の広がりを補足する指標として設定する。

※農政課が実施した食育アンケート（令和5年度）によるもの（91.8％）

［目標②］ 食品ロス量（計画期間の最終年度（令和16年度）の食品ロス量）

（考え方）

国においては、2000年度（平成12年度）比で2030年度（令和12年度）までに食品ロス量を半減させるという目標を設定しており、当市でもこの削減目標と歩調を合わせて削減に取り組むこととし、直近の推定食品ロス量※を基準として、国の目標と同じ削減割合を乗じて設定する。

※当市は、生ごみを分別収集しているため、食品ロス量をごみの組成調査によって把握することが困難

※そのため、国が公表している家庭系食品ロス量の割合を乗じて計算

$$\text{上越市の推定家庭系食ロス量（令和4年度）} \times \frac{\text{家庭系の食ロス量全国目標値（令和12年度）}}{\text{家庭系の食ロス量全国現状値（令和4年度）}}$$

【上越市の推定家庭系食ロス量の算出方法】

上越市の生ごみ総量×33％（食品廃棄物に占める食品ロスの平均割合を引用（環境省調査））

⑶生活排水処理基本計画

① 達成状況

	平成25年度（基準年度）	令和5年度（実績）	令和6年度（目標年度）	達成見込
計画処理区域内人口	200,785	181,512	182,647	―
水洗化・生活雑排水処理人口	161,033	160,391	162,178	―
水洗化・生活雑排水未処理人口	27,371	17,123	16,560	―
非水洗化人口	12,381	3,998	3,909	―
汚水衛生処理率	80.2%	88.4%	88.8%	○

② 施設整備状況及び処理人口

ア　公共下水道

・市内 7 処理区で下水道事業を進め、令和 10 年度の整備完了を目指しています。令和5年度における整備人口は 121,177 人であり、人口普及率は 66.8%となっている。水洗化人口は 115,837 人(接続率は 95.6%)となっている。

イ　農業集落排水施設

・市内 49 処理区があり、予定した処理区域全ての整備が完了している。令和 5 年度における農業集落排水施設の処理区域内人口は 27,045 人であり、人口普及率は 14.9%となっている。水洗化人口 は 25,863 人(接続率は 95.6%)となっている。

ウ　合併処理浄化槽

・個人設置型の整備を推進している。令和 5 年度における合併処理浄化槽処理人口は 18,691 人であり、浄化槽普及率 は10.3%となっている。

※生活排水処理人口の推移

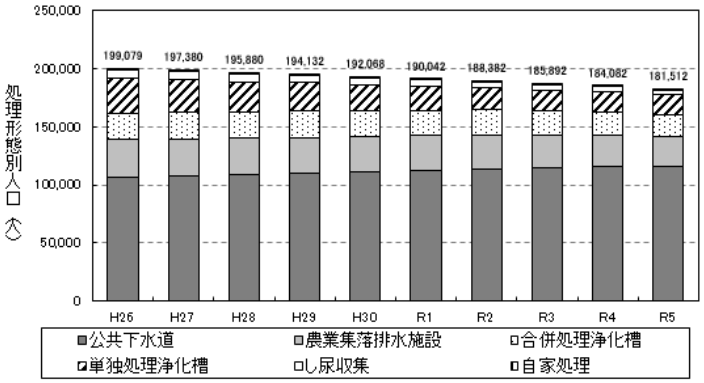

③ 中間処理の状況

ア し尿搬入量は、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽の普及に伴って、減少傾向を示しており、令和5年度で 5,167 kL となっている。

イ 浄化槽汚泥搬入量においても、単独処理浄化槽人口の減少に伴って、平成 26年度以降は減少傾向が続いており、令和5 年度で 42,514 kLとなっている

※し尿・浄化槽汚泥搬入量の推移

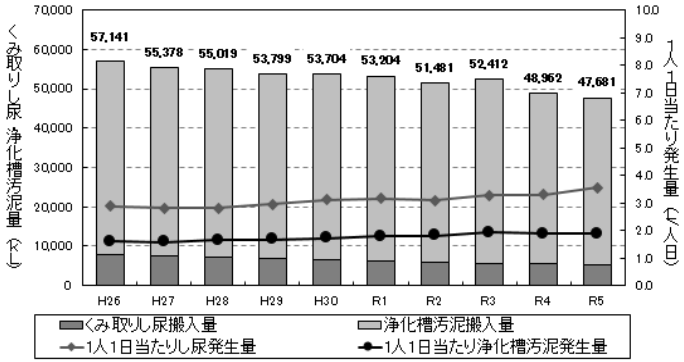

④最終処分の状況

ア 本市の公共下水道では処理過程で発生する下水汚泥を、肥料原料やセメント原料等に資源化しており、資源化率は 100%を達成している。

イ また、汚泥リサイクルパークで発生する濃縮汚泥については、メタン発酵によりバイオガス化させ、脱水した後に乾燥汚泥として肥料化することにより資源化を図り、残りの乾燥汚泥は焼却処分を行い処分量の削減を図っている。＜肥料化169t（資源化59％）＞

⑤次期計画期間の基本方針・取組施策（案）

ア 今後も人口の減少が見込まれるが、公共下水道の整備を着実に進めるとともに、公共下水道及び農業集落排水の整備を完了した地域においては早期の接続を促進する。

イ 合併処理浄化槽の対象区域においては、合併処理浄化槽設置に対する補助制度の周知などにより、し尿収集からの転換を図ることで、令和12年度には全人口の9.90%の生活排水を適正に処理することを目標とする。

ウ 引き続き、基本方針、取組施策については、継続して実施することとし、汚水衛生処理率は、令和12年までに93.73%を目標とする。

⑷災害廃棄物処理基本計画

① 達成状況

ア 数値目標の設定なし

イ 基本方針に基づき各取組を推進

≪基本方針1≫ 災害廃棄物処理体制の整備
災害時において発生する廃棄物の処理に迅速かつ的確に対応していくため、平時から災害廃棄物処理体制を整備します。

≪基本方針2≫ 災害廃棄物の衛生的かつ計画的な処理の実施
災害で発生した廃棄物は膨大かつ様々な種類のものが想定されることから、特に衛生面に配慮した計画的な処理を実施することを目指します。

≪基本方針3≫ 災害廃棄物処理に関する情報周知・教育活動の推進
災害時に市全体で対応できるように、平時から災害廃棄物処理に関する情報周知や教育活動を行います。

② 現状と課題

ア 国、県、市の他計画の災害廃棄物に係る指針、計画等との整合の確保

国…災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン（R5.4策定） 県…新潟県災害廃棄物処理計画（R5.5策定）

市…上越市地域防災計画（R6.3修正）

イ 能登半島地震の災害廃棄物対応で得た知見の反映

仮置場の設置・運営、災害廃棄物の処理、公費解体の手順 など

ウ 計画の実効性の向上

実際の現場や管理・運営なども想定、仮置場候補地の選定（非公表）、民間事業者等の協力要請（応援協定）

③ 改定の概要

ア 基本方針…現行をベースに検討

イ 計画の項目や内容…国の災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドラインに従い点検・整理

ウ その他…国、県、市の他計画との整合を確保、能登半島地震の災害廃棄物処理等で得た知見などを踏まえ、実効性を向上

4　スケジュール

	6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
課内調整				方針協議								方針協議																		公表
庁内調整					協議								協議																	
環境政策審議会						第1回諮問						第2回			第3回			第4回答申												
パブコメ																	11/15～				意見募集（30日間）				2/5～					公表
議会関係																			12/5											報告